

現計画

現状と課題

条例の基本的施策

基本目標

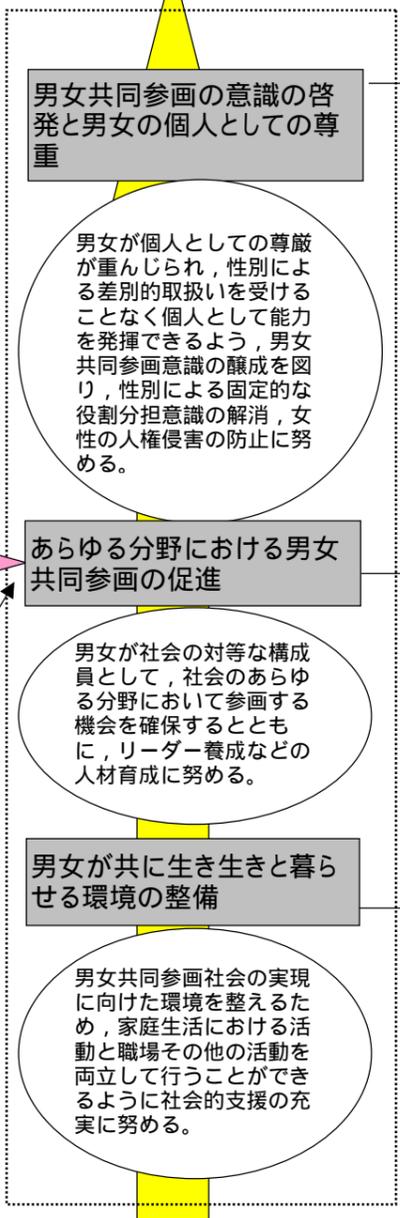
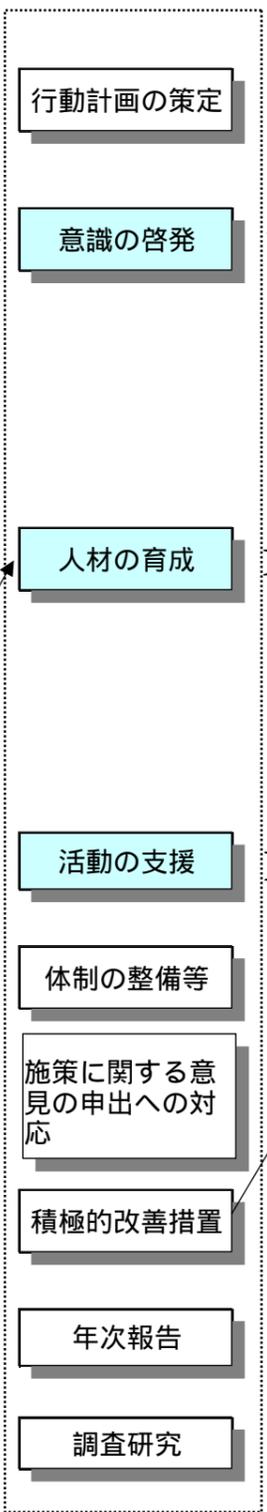
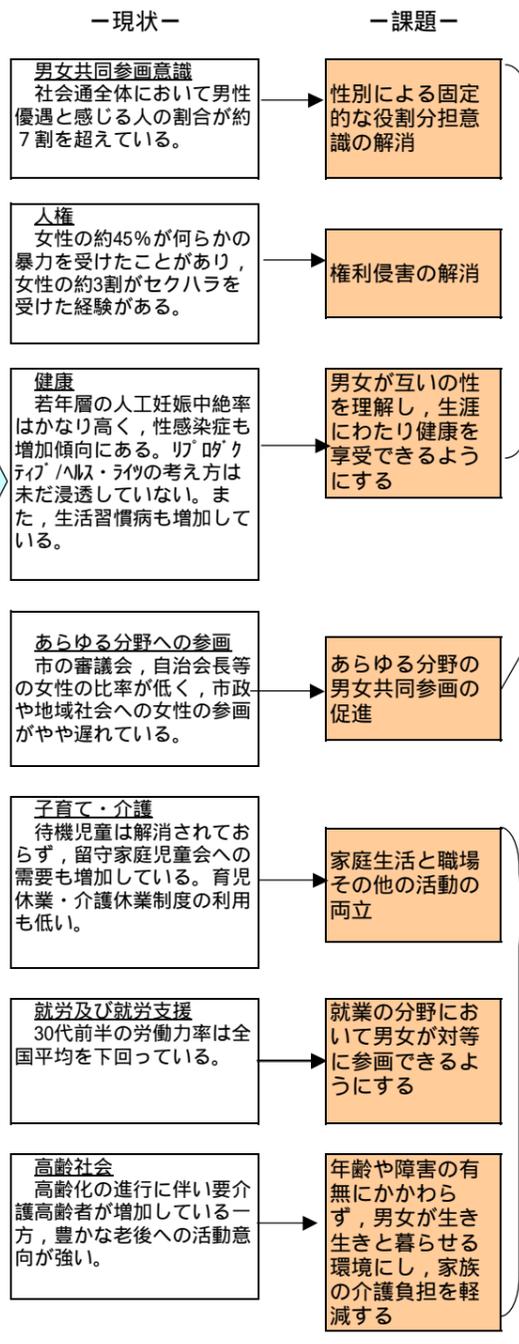
一施策の方向一
【条例の条項】

男女共同参画を進める

男女共同参画を可能にする環境づくりを進める

男女共同参画を推進する体制の整備を進める

計画どおり
が推進
・したり



- 男女平等意識の啓発に努める
【第3条 男女の個人としての尊厳の尊重】
- 男女共同参画に関する教育・学習を推進する
【第19条 教育分野での取組等】
- 女性の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶に努める
【第21条 性別による権利侵害の禁止】
【第22条 性別による権利侵害等に関する相談への対応】
- 生涯を通じた男女の健康を支援する
【第3条 男女の生涯にわたる健康の確保】
- 地域社会における男女共同参画の促進に努める
【第20条 地域での取組等】
- 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進に努める
【第3条 方針の立案及び決定への参画機会の確保】
【第14条 積極的改善措置】
- 国際交流・協力における男女共同参画の促進に努める
【第3条 国際社会における動向の留意と協調】
- 指導者の育成に努める
【第10条 人材の育成】
- 家庭・地域生活と職業生活の両立支援に努める
【第3条 家庭生活における活動と他の活動との両立】
【第17条 家庭での取組等】
- 就業の分野における環境の整備を促進する
【第18条 職場での取組等】
- 高齢社会における生活環境の整備に努める
【第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択】
- ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める
【第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択】
- 市民団体との連携、活動の支援をおこなう
【第11条 活動の支援】
- 総合的な推進体制を充実する
- 国・県・市町村と連携する
- 活動拠点を整備する

